

厚生委員会報告資料

令和8年10月8日

報告事項件名

頁

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 住宅宿泊事業（民泊）施設における令和8年度上半期立入調査結果
の中間報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
|---|---|---|

(衛 生 部)

厚生委員会報告資料

令和8年10月8日

件名	住宅宿泊事業（民泊）施設における令和８年度上半期立入調査結果の中間報告について																								
所管部課名	衛生部足立保健所生活衛生課																								
内容	令和８年５月から開始した住宅宿泊事業（民泊）施設の立入調査結果について、以下のとおり中間報告を行う。 １ 立入調査の目的 住宅宿泊事業（民泊）施設における管理運営の実態を把握し、事業者に対して、法律に基づいた適正な事業実施を指導するため。 ２ 調査結果について （１）実施件数 令和８年度立入調査予定件数２５０件※の内、調査開始の５月から８月末までの４か月間で８２件（進捗率３２．８％）実施した。 <table><tr><td></td><td>５月</td><td>６月</td><td>７月</td><td>８月</td><td>合計</td></tr><tr><td>実施施設数（当月）</td><td>１２</td><td>２４</td><td>２６</td><td>２０</td><td>８２</td></tr><tr><td>実施施設数（合計）</td><td>１２</td><td>３６</td><td>６２</td><td>８２</td><td>８２</td></tr><tr><td>進捗率（合計実施施設数/実施予定施設数２５０）</td><td>４．８％</td><td>１４．４％</td><td>２４．８％</td><td>３２．８％</td><td>３２．８％</td></tr></table> ※ 区内全施設（令和７年度末現在の届出施設２６１件と令和８年度新規届出施設）を調査対象とする。令和８年度は、月２０件程度のペースで立入調査を実施することを想定している。 （２）指導該当項目 標識の掲示状況、施設内の衛生管理状況については約８０％（８２件立入した内、６６施設）が良好だった。また、以下の内容について、改善指導を行った。 ※ 立入調査を実施するにあたり、標識に掲示されている住宅宿泊管理業者の緊急連絡先に電話し、連絡が取れる状況にあることを確認している。		５月	６月	７月	８月	合計	実施施設数（当月）	１２	２４	２６	２０	８２	実施施設数（合計）	１２	３６	６２	８２	８２	進捗率（合計実施施設数/実施予定施設数２５０）	４．８％	１４．４％	２４．８％	３２．８％	３２．８％
	５月	６月	７月	８月	合計																				
実施施設数（当月）	１２	２４	２６	２０	８２																				
実施施設数（合計）	１２	３６	６２	８２	８２																				
進捗率（合計実施施設数/実施予定施設数２５０）	４．８％	１４．４％	２４．８％	３２．８％	３２．８％																				

	1 宿泊者の安全確保【法6条】	件数(延)
	(1) 避難経路を表示していない	20
	(2) 安全措置が講じられていない戸建て住宅3階部分に宿泊させていた ※ 戸建て住宅の場合は耐火建築物、もしくは建築基準法上の基準による警報設備の設置と堅穴区画（階段部分が区画される構造）が設けられていなければ、3階以上の階を宿泊者に使用させてはならない。	1
	2 外国人宿泊者の快適性及び利便性確保（外国人宿泊者のため、外国語を用いて書面や端末、口頭で案内を行うこと）【法7条】	件数(延)
	(1) 設備使用方法（ガスコンロ等）を案内していない	13
	(2) 施設までの交通手段を案内していない	8
	(3) 火災・地震時の連絡先を案内していない	22
	3 周辺地域の生活環境への悪影響防止に関して宿泊者に必要な事項の説明（書面や端末、口頭にて説明）【法9条1項】	件数(延)
	(1) 火災防止について説明していない	31
	(2) 騒音防止について説明していない	4
	(3) 施設内のごみ処理方法について説明していない	8
	(4) 施設外のポイ捨て禁止について説明していない	45
	※ ごみの管理や排出方法に関して、環境部作成のリーフレットを配布している。さらに、「外国人との共生に関するPT」で検討した具体的な取り組みとして、外国人事業者に対しては外国語版資料を配布している。	
	4 苦情対応の記録（記録保管年限：3年）【条例6条】	件数(延)
	(1) 苦情対応の記録を保管していない	13
	5 宿泊者名簿の備え付け（記録保管年限：3年）【法8条1項】	件数(延)
	(1) 宿泊者名簿の記録を作成または保管していない	1
	(2) 宿泊者名簿の項目が一部不足している	22
	(3) 宿泊者名簿と定期報告が一致していない	21
	(4) 年間180日を超えて宿泊営業をしていた	3

6 住宅宿泊管理業業務の委託【法 11 条】	件数(延)
(1) 住宅宿泊管理業者の変更届を提出していない	7

法：住宅宿泊事業法

条例：足立区における住宅宿泊事業の実施に関する条例

3 問題点・今後の方針

(1) 立入調査及び指導の継続について

ア 立入調査結果のまとめ

住宅宿泊事業関係法令を十分に理解せず宿泊営業を実施している事業者や住宅宿泊管理業者が多いことが判明した。

イ 違反事業者への対応

法令違反の事業者に対しては文書指導を行い、改善報告書等を徴収している。なお、今回立入調査を行った結果、文書指導を行った件数は9件である。また、違反事項が一部不備など軽微なものについては口頭での指導の後、改善結果の確認を行っている。

ウ 今後の指導方針

今後も引き続き住宅宿泊事業（民泊）施設の立入調査を実施し、適正な管理運営について指導していく。

(2) 条例改正の検討について

ア 経緯

「足立区における住宅宿泊事業の実施に関する条例」の改正については、住宅宿泊事業（民泊）施設立入調査後に調査結果を鑑みて令和9年度以降に改正の必要性を検討する予定であった。

イ 23区内の規制強化

23区の複数の区において、苦情の増加などにより規制強化が行われ始めている。また、令和8年7月15日に観光庁より、地域の実情に応じた住宅宿泊事業の営業日数をゼロ日とする条例の制定を可能とする通知が発出された。

ウ 区の今後の方針

今後、足立区においても規制を強化する方向で令和9年1定での条例改正に向けて至急検討していく。合わせて、「足立区旅館業法施行条例」の改正についても検討していく。

4 参考

(1) 旅館業及び民泊の施設数、苦情件数について

年度		R 5	R 6	R 7	R 8 8 月末現在
旅館業	施設数	6 1	8 9	1 6 0	1 7 3
	苦情件数	2	7	3 0	2 1
民泊	施設数	1 0 1	1 7 9	2 6 1	2 9 3
	苦情件数	6	2 4	5 6	2 0

民泊の事業形態別の内訳

家主居住型 ※ 1	3 4 件	うち住居専用地域※ 2	9 件
		それ以外	2 5 件
家主不在型	2 5 9 件	うち住居専用地域	3 件
		それ以外	2 5 6 件

※ 1 家主居住型：宿泊者が滞在している間は届出住宅に事業者が常駐している。

※ 2 住居専用地域：届出住宅が住居専用地域にある場合、条例で営業できる期間を週末等のみに制限している。

(2) 旅館業および民泊に関する苦情内容（令和 7 年度）

※ 苦情 1 件につき複数の内容を含む場合があるため、合計件数が上記苦情件数とは一致しない。

内 容		旅館業 件数	民泊 件数
1 宿泊者等のマナー		1 0	3 2
	ごみの取り扱い	4	1 5
	喫煙、たばこのポイ捨て	4	5
	騒音	2	1 2
2 無許可・無届営業疑い (対象を確認すると、許可(届出)済みの宿泊施設であることが多い)		7	1 4
3 近隣に宿泊施設ができることに対しての不安		7	1 4
4 その他 (本当に許可施設か確認したい／法令に関する意見／施設の監視カメラで周辺住民のプライバシーが心配等)		9	7